

岡山市下水道台帳情報システム公開業務委託

仕様書

第 1 章 総則

(業務の目的)

第 1 条 岡山市下水道台帳情報システム公開業務委託（以下「本業務」という。）は、岡山市（以下「発注者」という。）が所有する下水道台帳情報について、「岡山市地図情報システム ASP サービス」にて運用が可能となるよう登録作業を実施し、庁内統合型 GIS による適切な運用及び管理を行うとともに、市民公開型 GIS により事業者及び市民等の閲覧に供し、行政サービスの向上に資することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本仕様書は、発注者が受注者に委託する本業務に適用するものとする。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（国土地理院 令和元年 7 月）
- (3) 地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（総務省 平成 22 年 4 月）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (5) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (6) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (7) その他の関係法令、規則、通達等

(疑義)

第 4 条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受発注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

- 2 発注者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。
この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、受発注者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務責任者届
- (2) 委託業務着手届

(3) 工程表

(4) 業務計画書

(貸与資料)

第 6 条 発注者は、本業務に必要な以下の資料を受注者に貸与するものとする。なお貸与データは、本仕様書に定める搭載レイヤを想定としたファイル分割及び集約化済みのデータとする。

(1) 下水道台帳情報データ (Shape 形式)

(2) その他必要と認められる資料

2 貸与された資料については、その重要性を認識し取り扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務において貸与した関係資料は、業務終了後又は発注者の申し出があった場合は速やかに発注者へ返還しなければならない。

3 受注者は、故意又は過失により貸与資料が滅失又はき損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償することとする。

(秘密保持及び品質管理)

第 7 条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、適切な情報の保護及び品質管理を行うものとし、(1)～(3)の公的認証については、契約拠点及び作業拠点にて認証取得した者で遂行しなければならない。

(1) JIS Q 27001 (ISO27001: 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS))

(2) JIS Q 15001 (プライバシーマーク: 個人情報保護マネジメントシステム)

(3) JIS Q 9001 (ISO9001: 品質マネジメントシステム)

(4) JIS Q 20000 (ISO20000: IT サービスマネジメントシステム)

(5) ISO27017 (ISMS クラウドセキュリティ)

(配置技術者等)

第 8 条 本業務に従事する技術者は、直近 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 主任技術者は、測量士の有資格者で、庁内統合型 GIS 及び市民公開型 GIS 構築・運用保守業務、GIS データ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。

(2) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の有資格者で、GIS データ整備業務に精通し、本業務を履行できる能力を有した者を配置すること。

2 なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

(損害賠償)

第 9 条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、事故内容等を遅滞なく発注者に報告するものとし、損害賠償等の請

求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

（作業経過の報告）

第 10 条 本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち、作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度打合せ記録簿を提出するものとする。

（成果品の検査・納品）

第 11 条 本業務の成果品については、主任技術者立会いのうえ発注者の検査を受けるものとする。成果品は、発注者の検査完了後に納品するものとする。

（成果品の契約不適合）

第 12 条 納品の後、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第 13 条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第 2 章 業務概要

（業務概要）

第 14 条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

(2) 岡山市地図情報システム ASP サービス作業

① マップ設定

② レイヤ調整

③ テスト・本番サイト準備及びデータ搭載

(3) 報告書作成

(4) 打合せ協議

第 3 章 計画準備

（計画準備）

第 15 条 本業務に関する契約図書、仕様書、指示事項及び貸与資料等を十分把握したうえで、本業務を正確かつ効率的に行うための業務計画を立案し、発注者に了承を得るものとする。

第 4 章 岡山市地図情報システム ASP サービス作業

(マップ設定)

第 16 条 岡山市地図情報システム ASP サービス(庁内 GIS・公開 GIS)に下水道台帳情報データ(表 1 に示す 19 レイヤ)を設定するものとする。設定にあたっては、使用者が見やすくわかりやすい使用許諾内容、属性情報、凡例情報等の表示方法を検討し、発注者の承認を得たうえで設定を行うものとする。なお、搭載データは、以下の搭載レイヤを想定としたファイル分割及び集約化済みのデータを貸与する。

表 1 下水道台帳情報データ (19 レイヤ)

雨水	管渠(ライン), 取付管(ライン), 鞘管(ライン), 人孔(ポイント), 枺(ポイント), オフセット(ポイント)
汚水	管渠(ライン), 取付管(ライン), 鞘管(ライン), 人孔(ポイント), 枺(ポイント), オフセット(ポイント)
合流	管渠(ライン), 取付管(ライン), 鞘管(ライン), 人孔(ポイント), 枺(ポイント), オフセット(ポイント)
その他	特別施設(ポイント)

(レイヤ調整)

第 17 条 下水道台帳情報データに含まれる位置情報の搭載及びその地図表現の調整を発注者の承認を得たうえで行うものとする。

(テスト・本番サイト準備及びデータ搭載)

第 18 条 第 16 条及び第 17 条の処理を行い搭載したマップについて、「岡山市地図情報 ASP サービス(公開 GIS)」のテストサイトで設定を行い、内部検証を行うものとする。

- 2 受注者は、搭載されたデータをテストサイトで動作確認のうえ、発注者に試行環境を提供し、承認を得たのち本番サイトへ公開を行うものとする。なお、テストサイトで不備等が発見された際は、受注者で再設定を行い、発注者の確認及び承諾を得た後、本番サイトへ公開を行うものとする。
- 3 作業実施においては、本番環境の設置されたインターネットデータセンター(IDC)における ISO27017 (ISMS クラウドセキュリティ) の基準に則り行うものとする。

第 5 章 報告書作成

(報告書作成)

第 19 条 本業務の作業を取りまとめた業務報告書の作成を行うものとする。

(成果品)

第 20 条 本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1)岡山市地図情報システム ASP サービス

下水道台帳情報データ（発注者が指定するサーバへの格納） 1 式

(2)業務報告書 1 式

(3)打合せ記録簿 1 式

第 6 章 打合せ協議

(打合せ協議)

第 21 条 打合せ協議は、業務着手時、中間時（1 回）、成果品納品時の計 3 回行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。

第 7 章 その他

(完了検査)

第 22 条 受注者は、全作業工程を完了したときは、発注者の定める委託業務完了通知書を提出して発注者の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

(変更後業務委託料の算出)

第 23 条 業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$=(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。